様式第１号

条件付一般競争入札公告

令和8年11月17日

宮古市長　中　村　尚　道

1 工事概要

(1)　工事名　　寺ヶ沢中谷地線道路整備(切土工(東))工事
(2)　工事場所　　宮古市八木沢第4地割地内ほか
(3)　工事内容　　施工延長 L=326.18m
掘削工 V=28800㎥、法面整形工 A=4830㎡、側溝工 L=665m、排水工 L=338m

(4)　工事期間　　217日間 (連休等を含む)

2 予定価格　　107,260,000 円(税抜き)

3 最低制限価格　　設定あり
(市営建設工事の請負契約に係る最低制限価格事務処理要領による。)

4 入札保証金　　免除

5 契約保証金　　1/10

6 入札参加条件

令和7・8年度市営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事に市内業者(格付「Ａ」)として登録されている者。

7 入　　札

(1)　入札書類の到着期限　　令和8年12月7日(月)　　(宮古郵便局必着)
(2)　入札書類　　ア　入札書(様式第4号)
イ　工事費内訳書(様式第5号)

(3)　提出方法　　一般書留又は簡易書留による郵送とする。
(4)　宛て先　　「〒027-8799 宮古郵便局留　宮古市役所総務部行」とする。
(5)　入札関係書類の入手方法
宮古市のホームページよりダウンロードすること。(https://www.city.miyako.iwate.jp/)

8　設計図書等の縦覧方法

(1)　縦覧方法　　設計書、図面、仕様書及び契約条項等（以下「設計図書等」という。）は、宮古市ホームページに掲載する。
(2)　掲載期間　　令和8年11月17日(火) から　　令和8年12月4日(金)　まで

9　設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問方法及び宛先　　電子メールで申し出ること。(E-mail: zaisei @city.miyako.iwate.jp)
(2) 申し出期間　　令和8年11月18日(水)　から　　令和8年11月27日(金)　午後3時まで
(3) 回答内容と方法　　質問及び質問に対する回答を宮古市のホームページに掲載する。
(4) 回答掲載期間　　令和8年12月2日(水)　から　　令和8年12月7日(月)　まで

10　開　　札

(1) 日　　時　　令和8年12月8日(火)　　午後1時30分　から
(2) 場　　所　　宮古市役所 3階 入札室
(3) 立 会 人　　入札参加者で立会いを希望する者(参加業者当り1名)
(4) 落札候補者　　有効な入札を行なった者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者として指定する。

11　入札参加資格の確認

落札候補者は、入札参加資格確認書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限　　令和8年12月10日(木)
(2) 提出書類
ア　条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号－2)
イ　最新の経営事項審査結果通知書の写し
ウ　その他入札参加条件を証明する書類
(3) 提出方法　　持参のうえ提出するものとする。
(4) 確認結果の通知　　原則として、(1)の提出期限から起算して3日以内に落札候補者へ通知する。

12 その他

(1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書及び条件付一般競争入札心得を遵守しなければならない。

(2) 入札において、重大な瑕疵があった場合には、市営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止の措置を講ずるとともに、違約金を徴収することがある。

(3) 条件付一般競争入札心得「3 入札の無効」に該当する入札は、無効とする。

(4) 入札は、7(2)に掲げる書類を全て同時に提出すること。いずれか一つでも同時に提出されない場合、及び提出された書類に不備がある場合は、当該入札は無効となること。

(5) 落札候補者は、11(2)に掲げる書類のほか、6の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。

(6) 落札候補者が6の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、入札参加資格を認めないことがある。

(7) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、当該通知のあった日から　　令和8年12月14日(月)

までの間、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)は、入札に参加できない。

(9) この公告に係る契約は、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為としているものである。当該債務負担行為に係る請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、別紙「債務負担行為に係る契約の特則」で定めた上で、市営建設工事請負契約書に綴るものとする。

13 照会先

(1) 一般的事項　　総務部財政課契約検査係　　〔電話　　68-9070　　〕

(2) 設計に関する事項　　都市整備部建設課　　〔電話　　68-9106　　〕

様式第5号　　（郵便入札用）

工 事 費 内 訳 書

（開札日）　令和8年12月8日

（あて先）宮古市長　様

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

工事名　　寺ヶ沢中谷地線道路整備(切土工(東))工事

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別		単位	数量	金　　額
本　工　事　費				
	道路土工	式	1	円
	排水構造物工	式	1	円
	構造物撤去工	式	1	円
直 接 工 事 費 計		式	1	円
共 通 仮 設 費 計		式	1	円
現 場 管 理 費		式	1	円
一 般 管 理 費 等		式	1	円
工 事 価 格 (合 計)				,000 円

（注意事項）

① 工事価格（合計）は、千円未満の単位の金額が000円となるように各項目の金額を見積って下さい。
なお、内訳の記載がないもの、各項目を合計した額が工事価格（合計）と一致しないもの、並びに入札書の金額と一致しないものは入札が無効となります。

② 工事費内訳書は、入札書と同じ封筒に入れ、郵送してください。これに反している場合は、入札が無効となります。

③ 印は、入札書（様式第4号）に押印する印鑑と同一の印鑑で押印してください。

寺ヶ沢中谷地線道路整備（切土工（東））工事
債務負担行為に係る契約の特則

第１条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和８年度　　請負額の40％

令和９年度　　残　　額

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和８年度　　請負額の44.4%

令和９年度　　残　　額

３　発注者（以下「甲」という。）は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第２条　債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、宮古市営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第34条及び第34条の２中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、別記第34条、第34条の２及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における別記第37条第１項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、請負者（以下「乙」という。）は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。なお、読替後の別記第34条の２の規定により中間前払金の支払を受けている会計年度以降においては、別記第37条の規定による部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）を請求することができない。

２　前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替後の別記第34条第１項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

３　第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第１項の規定による読替後の別記第34条第１項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

４　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第１項の規定による読替後の別記第34条第１項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

５　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、別記第35条第３項の規定を準用する。

第３条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、本項の規定により出来高超過額について部分払の支払を受けている会計年度以降においては、読替後の別記第34条の２の規定による中間前払金の支払を請求することができない。また、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

２　この契約において、読替後の別記第34条第１項及び第２項の規定により前払金の支払を受けている会計年度又は読替後の別記第34条第１項、第２項（第34条の２第４項において準用する場合を含む。）及び第34条の２第１項の規定により前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、別記第37条第６項及び第７項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる式により算出する。

(1)　読替後の別記第 34 条第１項及び第２項の規定により前払金の支払を受けている会計年度

部分払金の額≦請負代金相当額×９／10

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

－｛請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝

×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

(2)　読替後の別記第 34 条第１項、第２項（第 34 条の２第４項において準用する場合を含む。）及び第 34 条の２第１項の規定により前払金及び中間前払金の支払を受けている会計年度

部分払金の額≦請負代金相当額×９／10

－前会計年度までの支払金額

－（請負代金相当額－前年度までの出来高予定額）

×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

３　各会計年度において部分払を請求できる回数は、別記第37条第６項中「部分払を請求できる回数」とあるのは「各会計年度おいて部分払を請求できる回数」と、「請負代金額」とあるのは「各会計年度の支払限度額」と読み替えて、同項の規定を準用する。ただし、各会計年度末における部分払は読替後の別記第37条第６項の回数に含まないものとする。

４　前項の場合において、契約会計年度について部分払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替後の別記第37条第６項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について部分払金の支払を請求することはできない。この場合において、乙は、契約会計年度の翌会計年度の当初に契約会計年度の請負代金相当額について部分払金の支払を請求することができる。